

農地法第4条第1項第7号の規定による届出に要する書類

【届出先:羽曳野市農業委員会】

(市街化区域での所有者が同じ農地転用)

No.	書類の種類		発行機関	提出部数		返却
				原本	写し	
1	届出書類一式		市	2		1
2	土地登記事項証明書(全部事項証明書)					
		登記証明書記載の住所が所有者住所と同じとき	No.2のみ	法務局	1	
3		登記証明書記載の住所が所有者住所と違うとき	No.2+住民票	市	1	
4	農業委員会会長宛て誓約書		市	1		
5	申請地の位置図(付近見取り図)		申請者		2	
6	既に転用している場合は、経過書(始末書)		申請者	1		
7	狭山池土地改良区の受益地に該当する郡戸・野・河原城地区の転用については、狭山池土地改良区への問い合わせ及び受理証明書が必要		狭山池土地改良区		1	
8	水利組合長の同意書		申請者	1		
9	隣接農地所有者又は耕作者(小作人)の同意書		申請者	1		
10	代理人が申請する場合	委任状	申請者	1		
11	小作地の場合	農地法第18条第6項の合意解約を先行して手続きしてください。				

注意事項	* 開発許可、証明、指導要綱等に関することは、建築指導課開発指導担当と協議をして下さい。
	* 建物の建築、3000㎡を超える駐車場などは、建築指導課開発指導担当と事前に協議をして下さい。
	* 添付書類は、3ヶ月以内のものとする。
	* 申請書への押印は不要ですが、提出時に本人確認させていただきます。
	ただし、委任状には、委任者(申請者)の署名(または記名)のうえ押印は必要とします。
	* 申請者が法人である場合、㊦「定款の写し」、㊧「寄付行為の写し」、㊨「登記事項証明書」のうちどちらか一方【㊦か㊧か㊨の内1つだけ】の提出となります。

問い合わせ先・・・羽曳野市農業委員会事務局 072(958)1111 内線4710・4711